

過去1年間の愛知県での技能実習における行政処分案件

令和3年11月26日

【監理団体の許可の取消し】

アジア共栄事業協同組合（代表理事 松岡 晴記）

令和4年6月28日

【監理団体に対する改善命令】

協同組合JVコミュニケーション（代表理事 服部 雅己）

【技能実習計画の認定の取消し】

有限会社栗原工作所（代表取締役 栗原 宗喜）

報道関係者 各位

令和3年11月26日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 渡部 幸一郎

適正化指導専門官 小路 規与

(代表電話) 03(5253)1111(内線)5879

(直通電話) 03(3595)3395

技能実習法に基づく行政処分等を行いました

法務省と厚生労働省は、令和3年11月26日付けで、アジア共栄事業協同組合、九州ファクトリー協同組合、スカイブルー協同組合及び豊洋企業協同組合に対し、監理団体の許可の取消しを通知しました。

さらに、出入国在留管理庁と厚生労働省は、同日付けで、株式会社井上製作所、榎本 和雄、株式会社春日、有限会社寿建設工業、株式会社才賀商店、サイガ水産株式会社、株式会社ソーケン、株式会社Teamエイワン、丹羽 猛誌、株式会社丹羽プレス、林 イチ、平下 富雄、有限会社フジプレス、株式会社ベイシックサンミッシェルトキワ及び陽品ガスエンジニアリング株式会社に対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。また、同日付で、有限会社アパレルメイクきれい、株式会社カワセプレス及び平田 清美に対し、改善命令を行いました。

詳細は、下記のとおりです。

記

<監理団体の許可の取消しの内容（詳細は別紙1から別紙4）>

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) アジア共栄事業協同組合（代表理事 松岡 晴記）
- (2) 九州ファクトリー協同組合（代表理事 小嶋 誠二）
- (3) スカイブルー協同組合（代表理事 吉田 剛）
- (4) 豊洋企業協同組合（代表理事 瀧 正志）

2 処分内容

[1(1)に対する処分内容]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

[1(2)、(3)に対する処分内容]

技能実習法第37条第1項第4号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

[1(4)に対する処分内容]

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

<技能実習計画の認定の取消し及び改善命令の内容（詳細は別紙 5 から別紙 22）>

3 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 株式会社井上製作所（代表取締役 井上 義孝）
- (2) 榎本 和雄
- (3) 株式会社春日（代表取締役 前田 清純）
- (4) 有限会社寿建設工業（代表取締役 原 寿也）
- (5) 株式会社才賀商店（代表取締役 才賀 博史）
- (6) サイガ水産株式会社（代表取締役 才賀 博史）
- (7) 株式会社ソーケン（代表取締役 麻生 英彦）
- (8) 株式会社T e a mエイワン（代表取締役 布施 徹）
- (9) 丹羽 猛誌
- (10) 株式会社丹羽プレス（代表取締役 丹羽 啓歌）
- (11) 林 イチ
- (12) 平下 富雄
- (13) 有限会社フジプレス（取締役 後藤 しのぶ）
- (14) 株式会社ベイシックサンミッシェルトキワ（代表取締役 内藤 保雄、代表取締役 赤平 常隆）
- (15) 陽品ガスエンジニアリング株式会社（代表取締役 鈴木 輝之）

4 改善命令を行った実習実施者

- (1) 有限会社アパレルメイクきれい（代表取締役 川瀬 愛）
- (2) 株式会社カワセプレス（代表取締役 川瀬 昌克、代表取締役 川瀬 普宣）
- (3) 平田 清美

5 処分等内容

[3(1)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(2)、(9)、(10)、(12)、(13)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(3)、(6)、(14)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(4)、(15)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(5)、(8)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(7)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 7 号の規定に基づき、令和

3年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(1)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号、第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[4に対する処分内容]

技能実習法第15条第1項の規定に基づき、令和3年11月26日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

- 別紙1 監理団体の許可の取消しの内容 (アジア共栄事業協同組合)
- 別紙2 監理団体の許可の取消しの内容 (九州ファクトリー協同組合)
- 別紙3 監理団体の許可の取消しの内容 (スカイブルー協同組合)
- 別紙4 監理団体の許可の取消しの内容 (豊洋企業協同組合)
- 別紙5 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社井上製作所)
- 別紙6 技能実習計画の認定の取消しの内容 (榎本 和雄)
- 別紙7 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社春日)
- 別紙8 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社寿建設工業)
- 別紙9 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社才賀商店)
- 別紙10 技能実習計画の認定の取消しの内容 (サイガ水産株式会社)
- 別紙11 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社ソーケン)
- 別紙12 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社Tea mエイワン)
- 別紙13 技能実習計画の認定の取消しの内容 (丹羽 猛誌)
- 別紙14 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社丹羽プレス)
- 別紙15 技能実習計画の認定の取消しの内容 (林 イチ)
- 別紙16 技能実習計画の認定の取消しの内容 (平下 富雄)
- 別紙17 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社フジプレス)
- 別紙18 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社ベイシックサンミッシェルト
キワ)
- 別紙19 技能実習計画の認定の取消しの内容 (陽品ガスエンジニアリング株式会社)
- 別紙20 実習実施者の改善命令の内容 (有限会社アパレルメイクきれい)
- 別紙21 実習実施者の改善命令の内容 (株式会社カワセプレス)
- 別紙22 実習実施者の改善命令の内容 (平田 清美)
- 別紙23 参照条文

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：アジア共栄事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 松岡 晴記
- (3) 所在地：愛知県一宮市浅野字大島 8 番地 A K S ビル

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、傘下の実習実施者に対し、認定計画に従い、団体監理型技能実習を実習監理していなかったこと及び自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせていたことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（同法第 25 条第 1 項第 2 号）及び第 4 号（同法第 38 条及び第 39 条第 1 項）に規定する監理団体許可の取消事由に該当するため。

報道関係者 各位

令和4年6月28日
【照会先】
人材開発統括官付
技能実習業務指導室
室長 渡部 幸一郎
適正化指導専門官 佐藤 明士
(代表電話)03(5253)1111(内線)5879
(直通電話)03(3595)3395

技能実習法に基づく行政処分等を行いました

法務省と厚生労働省は、令和4年6月28日付けで、協同組合JVコミュニケーションに改善命令を行いました。

さらに、出入国在留管理庁と厚生労働省は、同日付けで、イトマン株式会社、共栄繊維有限会社、有限会社栗原工作所、株式会社晃南、株式会社寿農園、有限会社ZETT、株式会社武田工業所、竹村 正義、テックワン株式会社、株式会社マル延水産、株式会社三井、御堂 耕三、三友ブレーキ株式会社、山本 明喜、横場工業株式会社、株式会社林間に対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。

詳細は、下記のとおりです。

記

<監理団体に対する改善命令の内容（詳細は別紙1）>

- 改善命令を行った監理団体
協同組合JVコミュニケーション（代表理事 服部 雅己）

- 処分内容

[1に対する処分内容]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第36条第1項の規定に基づき、令和4年6月28日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

<技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙2から別紙17）>

- 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - イトマン株式会社（代表取締役 伊藤 俊一郎）
 - 共栄繊維有限会社（代表取締役 坂本 登志輔）
 - 有限会社栗原工作所（代表取締役 栗原 宗喜）
 - 株式会社晃南（代表取締役 林 敦寿）
 - 株式会社寿農園（代表取締役 中尾 友寿）
 - 有限会社ZETT（代表取締役 高橋 純）

- (7) 株式会社武田工業所（代表取締役 武田 純、代表取締役 武田 開成）
- (8) 竹村 正義
- (9) テックワン株式会社（代表取締役 竹田 忠彦、代表取締役 北市 幸男）
- (10) 株式会社マル延水産（代表取締役 延谷 新）
- (11) 株式会社三井（代表取締役 田村 和美）
- (12) 御堂 耕三
- (13) 三友ブレーキ株式会社（代表取締役 村上 泰嗣）
- (14) 山本 明喜
- (15) 横場工業株式会社（代表取締役 矢田 哲也）
- (16) 株式会社林間（代表取締役 國方 広一郎）

4 処分等内容

[3(1)、(2)、(7)、(12)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(3)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(4)、(13)、(16)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(5)、(6)、(8)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(9)、(11)、(15)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[3(10)、(14)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 別紙 1 監理団体に対する改善命令の内容（協同組合 J V コミュニケーション）
- 別紙 2 技能実習計画の認定の取消しの内容（イトマン株式会社）
- 別紙 3 技能実習計画の認定の取消しの内容（共栄繊維有限会社）
- 別紙 4 技能実習計画の認定の取消しの内容（有限会社栗原工作所）
- 別紙 5 技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社晃南）
- 別紙 6 技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社寿農園）
- 別紙 7 技能実習計画の認定の取消しの内容（有限会社 Z E T T）
- 別紙 8 技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社武田工業所）
- 別紙 9 技能実習計画の認定の取消しの内容（竹村 正義）
- 別紙 10 技能実習計画の認定の取消しの内容（テックワン株式会社）
- 別紙 11 技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社マル延水産）
- 別紙 12 技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社三井）
- 別紙 13 技能実習計画の認定の取消しの内容（御堂 耕三）
- 別紙 14 技能実習計画の認定の取消しの内容（三友ブレーキ株式会社）

- 別紙 15 技能実習計画の認定の取消しの内容 (山本 明喜)
- 別紙 16 技能実習計画の認定の取消しの内容 (横場工業株式会社)
- 別紙 17 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社林間)
- 別紙 18 参照条文

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合 J V コミュニケーション
- (2) 代表者職氏名：代表理事 服部 雅己
- (3) 所在地：愛知県安城市横山町管池 37 番地 2

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

事実と異なる内容の監査報告書を外国人技能実習機構に提出するなど、適正な実習監理を行っていなかったと認められることから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社栗原工作所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 栗原 宗喜
- (3) 所在地：愛知県岡崎市小針町字屋下 50

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（22 件）

平成30年 7 月 3 日認定 「認1806019930」「認1806019931」「認1806019932」
「認1806019936」「認1806019937」「認1806019938」
同年10月29日認定 「認1806046256」
同年10月31日認定 「認1806019933」「認1806019934」「認1806019935」
令和元年 5 月15日認定 「認1906004809」「認1906004810」
同年 7 月26日認定 「認1906021497」
同年10月30日認定 「認1906040295」「認1906040296」
同年11月11日認定 「認1906021498」「認1906021499」「認1906021500」
同年12月25日認定 「認1906052765」
令和 2 年 1 月28日認定 「認1906058361」
同年 5 月29日認定 「認1906071296」「認1906071297」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。